

第4章 男女平等を推進する体制

男女平等社会を実現するためには、法律・条例・計画の整備だけでなく、それを推進する体制を整えることが重要です。ここでは、男女平等社会を実現するための行動計画を推進する組織、進行管理、及び市民の活動拠点として、実際に施策の多くを展開する機能としての男女平等推進センターの役割について示します。

行動計画に基づき設置された組織の中には、十分に機能することができていないものがあります。また、評価の結果が施策・事業に十分に反映されていないことなどの課題も出てきました。

各組織の役割を明確にするとともに、機能していない組織については、検討期間を定めて再構築を行うことが重要です。

1 男女平等及び行動計画を推進する組織

男女平等の推進は、行政の取組みだけでも、また個々の市民の活動だけでもできません。男女平等社会の実現に向けた取り組みは、様々な分野に及ぶ総合的な施策であるからです。

市は、「日野市男女平等基本条例」において、市、市民、事業所の責務を明らかにし、市の施策の基本的な事項を定めました。また、総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年3月に行動計画を策定し、行動計画に基づく施策・事業を実施してきました。

男女平等を推進する主な組織として、次のものがあります。

■男女平等推進委員会

日野市男女平等基本条例に基づき設置され、市民、学識経験者及び男女平等問題の学習団体に所属する者等で構成し、市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向けた、基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査検討を行い、男女平等社会の実現に向けた意見を述べる。

■男女平等行政推進本部

市長を本部長とし、男女平等に関する総合的な施策の積極的かつ効果的な推進を図るため、男女平等行政の総合的な調整を行う。

また、本部に男女平等行動計画評価委員会を置き、行動計画の施策・事業の達成状況に係る評価に関して協議・報告をさせる。

■男女平等行動計画市民評価委員会

行動計画の進行管理を適切に行い、より具体性（実効性、効果）のある計画とするため、施策・事業の進捗状況について確認・評価を行う。

■男女平等行動計画策定委員会

男女平等行動計画を策定するにあたり、市民及び事業者の意見を広く反映し、市民・事業者と行政が協働して男女平等社会を推進するために設置。

■男女平等推進協力市民の会

男女平等推進委員会との協働により、男女平等の推進に関する基本施策の推進を目的に活動するために設置。

■男女平等推進センター市民運営委員会

市民の自主的かつ自由活発な意見交換により、男女平等推進センターを男女平等社会を推進するための市民活動の拠点施設とするために設置。

■苦情処理窓口

市が実施する男女平等の推進に関する施策などについての苦情または男女差別による不利益、セクシャルハラスメント若しくは暴力などにより人権が侵害された場合における市民からの申し出を、適切かつ迅速に処理するために設置。

■男女平等相談窓口(本計画により新たに設置)

市民が苦情処理制度を利用しやすいよう、広く男女平等に関する相談を受け、必要に応じて苦情処理窓口につなげたり、適切な相談窓口へつなげるため設置し、広く周知をする。

■男女平等推進庁内ワーキングチーム

市役所内の男女平等を進めるため、具体的な課題をもって啓発・情報提供を行うため、男女平等行政推進本部幹事会の下部組織として設置。

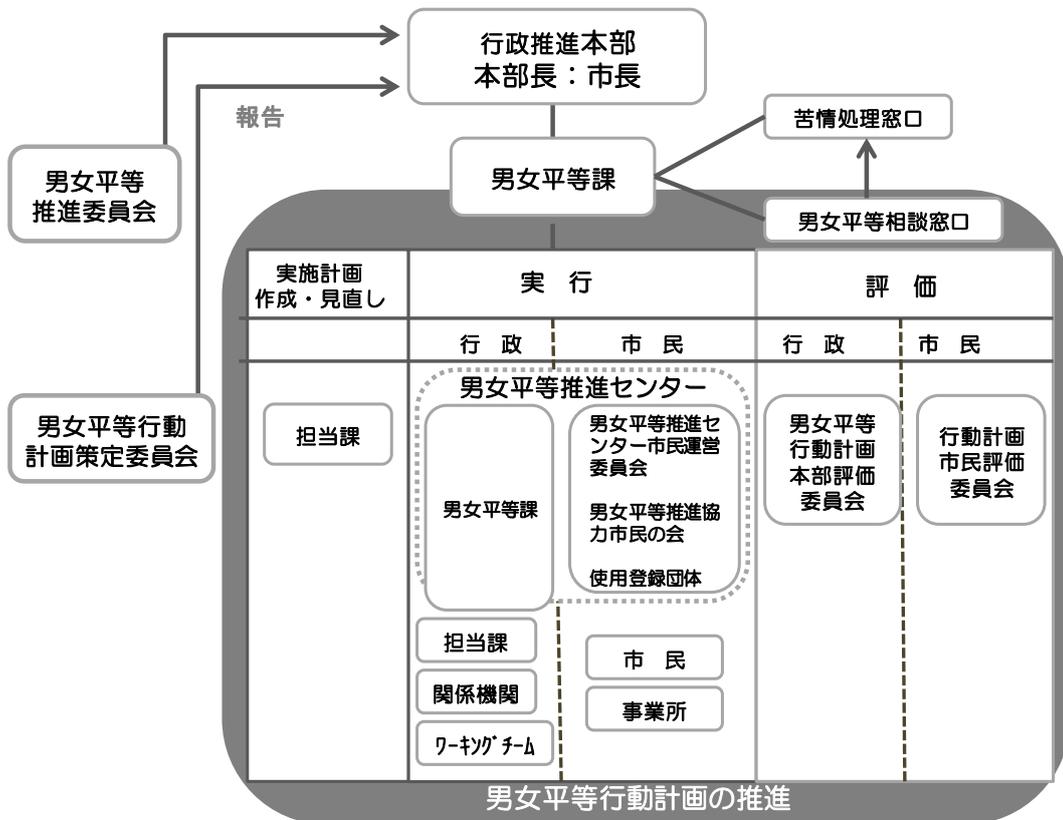
■男女平等推進センター

男女が対等な立場で支え合い、理解し、認め合う男女平等社会を推進するための市民活動の拠点施設。

■男女平等課

日野市男女平等基本条例の普及・啓発、男女平等施策の計画策定、実施及び推進を主体的に行う。男女平等推進委員会、男女平等行政推進本部及び男女平等行動計画市民評価委員会の各事務局を担う。

◆ 男女平等及び男女平等行動計画を推進する組織 ◆



男女平等の推進には、市民（市民活動団体・事業所を含む）との連携、協働が欠かせません。市及び市民が日野市男女平等基本条例を理解し、あらゆる分野で主体的にそれぞれの役割を担うことが望まれます。

2 計画の進行管理 <評価及び評価を反映する仕組み>

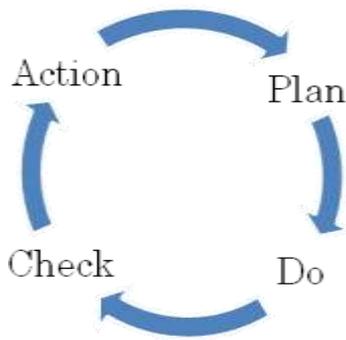
計画の進行管理は、計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価（Check）⇒見直し（Action）のPDCAサイクルにより行ないます。

行動計画を確実に推進するため、年度ごとに施策・事業の進捗状況について評価委員会（行政推進本部内）・市民評価委員会で確認・評価を行ない、その評価結果は、市長及び男女平等行政推進本部に報告されます。行政推進本部は、推進状況を把握し各主管課へその結果を示し見直しを指示します。各主管課は、次年度の施策・事業に反映させるため、施策・事業について、必要な見直しを行います。

予算に反映できるように評価は、8月までに行ないます。

また、この評価結果は、報告書を作成し、市民に対し報告（公表）します。

◆ 行動計画の進行管理《PDCA》サイクル ◆



計画 (プラン)	行動計画の策定及び行動計画に基づく施策・事業の年次計画を作成する
実行 (ドゥ)	年次計画に基づき施策・事業を実施する
評価 (チェック)	施策・事業の見直しに反映するため、本部／市民評価委員会による行動計画の推進状況の調査・点検・評価を行う
見直し (アクション)	評価に基づき、行政推進本部の指示により、行動計画及び次年度の年次計画を見直す

3 男女平等推進センターの今後のあり方

男女平等推進センターは、日野市の男女平等推進の総合窓口として、また、市民の活動拠点として男女平等に関する情報の収集・提供を充実するとともに、ジェンダーの視点で活動する地域の人材や団体の把握・交流・連携を行ない行動計画を推進します。

■ 相談について

男女平等推進センター相談室において、ジェンダーの視点を持った相談員による女性と男性の自分自身の生き方、心身、DV などに関する相談を実施します。相談内容によっては、関係機関や民間団体などの相談機関との連携を図ります。

また、一時保育を利用し子育て中の女性が相談しやすい環境をつくります。

■ 情報収集・提供について

講座、パネル展などの実施、情報誌の発行、国際規範、国・東京都・関連機関・他市の情報の収集・提供を行い、男女平等社会の実現にむけた啓発・普及活動を行います。

また、ホームページの機能を充実させるため、適正な管理を行うとともに携帯電話などからもアクセスできるよう検討し実施します。

■ 地域の人材・団体の把握・交流・連携について

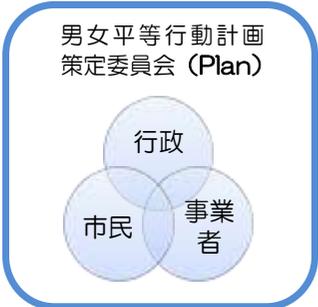
男女平等を推進する市民、団体及び事業所と連携して、男女平等行動計画を推進するため、活動する人材・団体の把握及び育成をします。センターを市民活動の拠点とし、活動場所の提供、人材・団体交流会を実施し、人材・団体間ネットワークのコーディネートを行ない、センター事業の推進を協働で行ないます。

これらについては、この計画において展開する施策・事業の体系に位置づけられています。こうした施策を確実に実行することは、男女平等推進センターの機能の充実につながるものです。

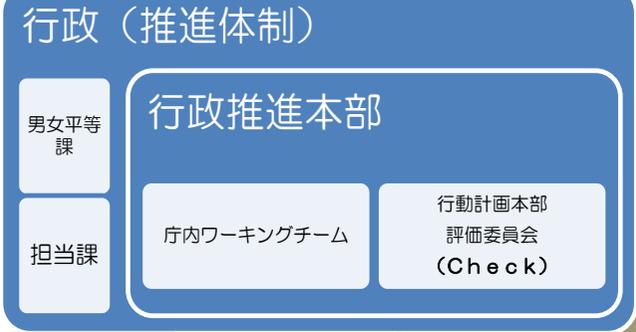
一方、男女平等推進センターの今後のあり方に関して、現在のところ男女平等課が男女平等推進センターの機能を実質的に担っており、両者の役割分担がはっきりしていないというのが実情です。この計画期間内に、男女平等推進センターの機能や運営方法について、運営主体のあり方（直営、委託あるいは指定管理者など）を含めて検討します。

男女平等推進センターの認知度は、全国的にみて高くありません。男女平等推進センターの機能と活動を積極的にアピールし、市民の活動拠点として十分に機能するよう努めます。

男女平等行動計画PDCA



行動計画策定 (Plan)



行動計画実行 (Do)

行動計画評価 (Check)



施策事業実施 (Do)

- 担当課
- ・施策事業個別実行プログラム作成 (Plan)
 - ・事業実施 (Do)
 - ・自己評価 (評価シート) (Check)
 - ・本部評価 (ヒアリング) (Check)
 - ・市民評価 (ヒアリング) (Check)
 - ・事業見直し、新規事業、予算措置、補助金など→次年度事業実施 (Action)

行動計画評価 (Check)

見直し (Action)

推進体制 (Do)

- 男女平等推進センター
 - ・情報発信・学習啓発講座の実施
 - ・相談・学習団体の育成・支援
- 男女平等推進委員会
 - ・市長からの諮問、調査検討
- 男女平等推進協力市民の会
 - ・男女平等推進委員会との協働により、男女平等を推進
- 男女平等行動計画市民評価委員会 (Check)
 - ・行動計画の評価、進行管理
- 男女平等推進センター市民運営委員会
 - ・講座企画運営、機関紙発行、交流の場の確保
- 使用登録団体
 - ・活動、学習、交流
- 関係機関、NPO
 - ・共催事業

